



第5章 返 還

- 第20条 (返還責任) 借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。
第21条 (借還時の確認) 借受人又は運転者は、当社に返還する際には、レンタカーを返還するものとします。
第22条 (借受期間変更時の貸渡料) 借受人は、第12条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。
第23条 (返還場所の変更) 借受人は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。
第24条 (不当な返還) 借受人又は運転者は、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所へレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還に陥ったときは、不当な返還とみなされ、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるとします。

第6章 故障、事故、盗難時の措置

- 第25条 (故障発生時の措置) 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。
第26条 (事故発生時の措置) 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
第27条 (盗難発生時の措置) 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。
第28条 (使用中の故障) 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの故障が発生したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。
第29条 (賠償及び営業補償) レンタカーの使用に関し、借受人又は運転者が当社のレンタカー(第35条第1項の規定に基づく代理貸渡を受けているレンタカーを含みます)に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

第7章 賠償及び補償

- 第29条 (賠償及び営業補償) レンタカーの使用に関し、借受人又は運転者が当社のレンタカー(第35条第1項の規定に基づく代理貸渡を受けているレンタカーを含みます)に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
第30条 (保険) 借受人は、第1項又は第3項の賠償責任を負うとき及び運転者が前条第3項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金を請求できるとします。
第31条 (貸渡契約の解除) 借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求するとともに、前項の解除に該当したときは、当社に生じた損害を支払うものとします。
第32条 (中途解約) 借受人は、使用中であつて貸渡料金を借受人が返還するものとすることを、細則に定められている限り、中途解約をすることができるものとします。

第8章 貸渡契約の解除

- 第31条 (貸渡契約の解除) 借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求するとともに、前項の解除に該当したときは、当社に生じた損害を支払うものとします。
第32条 (中途解約) 借受人は、使用中であつて貸渡料金を借受人が返還するものとすることを、細則に定められている限り、中途解約をすることができるものとします。

第9章 個人情報

- 第33条 (個人情報の利用目的) 当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
第34条 (個人情報の提供) 借受人は、この約款に定められている限り、当社が個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第10章 雑 則

- 第35条 (代理貸渡) 借受人は、第8条第1項の規定にかかわらず、他のレンタカー事業者からレンタカーの提供を受けて、これを借受人に貸渡することができるものとします。
第36条 (GPS機能) 借受人及び運転者は、レンタカーに全地球測位システム(以下「GPS機能」という)が搭載されている場合があり、当社所定のシステムにレンタカーの現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記に利用することに同意するものとします。
第37条 (ドライブレコーダー) 借受人は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。
第38条 (損害賠償) この約款に基づく借受人に対する金銭債務があるときは、借受人の当社に対する金銭債務と併せても相殺することができるものとします。
第39条 (消費税) この約款に基づく取引に課される消費税(地方消費税を含みます)を当社に対して支払うものとします。
第40条 (運賃) 当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
第41条 (準拠法) 日本法とします。
第42条 (約款の適用) 本約款の内容に相違があるときは、邦文約款を優先するものとします。
第43条 (合意) この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴訟のいかんにかかわらず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

附 則

本約款は、2021年9月1日から施行します。

